

令和4年3月15日

白岡市議会議長 江 原 浩 之 様

発議者 白岡市議会議員

大 島 勉
菱 沼 あ ゆ 美

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条の3及び白岡市議会会議規則（平成24年白岡町議会規則第1号）第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

提 案 理 由

議会選出監査委員の報酬の改正の施行期日について見直しをする必要があることに伴い、改正条例案の修正の必要を認め、この案を提出するものである。

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例に対する修正案

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり修正する。

附則を次のように改める。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表監査委員の
部議会選出の項の改正規定は、この条例の公布の日において現に在職する
白岡市議会議員の任期満了の日の翌日から施行する。